



表紙シリーズ マイクロツーリズム 近場で楽しむ

わんだフルな一日を!!
家族・ペットにも優しい遊園地

那須ハイランドパーク

音訳ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訳版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目次

特集～神奈川県葉山町と友好協定を締結～	2
タウンピックス	4
子育て・ほけんだより	13
生涯学習だより	15
図書館だより	19
タウンinformation	20
カメラスケッチ	23
みんなの広場	24
那須平成の森だより	28



栃木県那須町 神奈川県葉山町 友好都市協定締結式

令和3年5月8日(土)



神奈川県葉山町と友好都市協定を締結 御用邸がつなぐ縁 両町の交流と発展を

全国に3カ所ある御用邸のうち、那須御用邸を有する当町と葉山御用邸を有する神奈川県葉山町は5月8日、那須町役場で友好都市協定を結びました。平山幸宏町長と山梨崇仁（やまなしたかひと）葉山町長が同協定書に署名し、両町の交流と発展に互いに協力することを確認しました。当町としては、茨城県大洗町、福島県会津美里町に続き3つ目の友好都市協定となります。

これまでの経緯

「御用邸がある町として友好関係を築きたい」という葉山町議会議員有志の提案がきっかけになり、平成24年から5回にわたり双方の議員が両町を訪問し、まちづくりに対する意見交換や議会改革などの情報交換をしてきました。また、両町長は、互いの資源を生かした交流によって両町の活性化につなげたいとの考えや、大規模災害時における協力体制の構築に力を入れる姿勢を共有し、表敬訪問やオンライン懇談を重ねてきました。

葉山町ってどんな町？

▼概況

東京都心から約50km、三浦半島西北部の丘陵地域で、北は逗子市に、南と東は横須賀市に接してい

ます。相模湾沿岸の西部や逗子市方面の北部を中心に市街地が広がり、東部は山林が多く残ります。南北4kmの葉山海岸は、砂浜と岩場が交互に連なる美しい景観で、3つの海水浴場とマリナーが整備され、海水浴や磯遊び、ヨットやボート、ウインドサーフィンなどのマリンスポーツの町として広く親しまれています。日本のヨット発祥の地としても知られています。

- ▼町の花 つつじ
- ▼町の鳥 うぐいす
- ▼町の木 くるまつ
- ▼面積 17.04km²
- ▼人口・世帯数

合計	32,961人
男	15,609人
女	17,352人
世帯	14,618世帯

(令和3年4月1日現在)

拡大図



○御用邸とともに歩む町の誇りと葉山に住む人々の心を歌う「葉山町歌」の3番をご紹介します。

▼葉山町歌(3番)

町のまほろば一色に
宮居しずまる御用邸
町の誇りと町びとの
ふりさけ仰ぐ松の空
人うつくしき葉山かな
夢ゆたかなる葉山かな

*第四次葉山町総合計画後期基本計画
葉山町ホームページをもとに掲載。



友好都市協定書

神奈川県葉山町と栃木県那須町は、御用邸が所在する自治体として、産業、経済、観光、文化、教育、防災など幅広い分野における交流を通じて、相互の信頼と理解を深め、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市協定を締結します。

令和3年5月8日

神奈川県
葉山町長

栃木県
那須町長

山梨 崇仁

平山 幸宏

友好都市協定締結式

締結式には、両町長のほか、池澤昇秋町議会議長、葉山町の伊東圭介議会議長、来賓として宮内府那須御用邸管理事務所の佐藤時仁所長が出席しました。

両町長は協定書に署名し、産業経済、観光、文化、教育、防災など幅広い分野での交流を通じ、相互の信頼と理解を深め、友好関係をさらに推進していくことを確認しました。

この協定に基づき、今後、政策等の情報交換と質の向上に向けた研さん、災害時の相互連携と支援観光・スポーツ・文化などの分野での相互連携、子どもたちの海・山体験交流事業などを予定しています。

平山幸宏 那須町長



友好都市協定の締結ができましたこと、大変うれしく喜びに堪えません。

御用邸が所在する自治体として、これまで相互に交流を続けてまいりました。現存する御用邸として葉山御用邸は明治27年から、那須御用邸は大正15年から所在し、私

山梨崇仁 葉山町長



御用邸とともに発展してきた歴史を共有する那須町と友好都市の協定を結べますこと、議会や関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

御用邸、そして別荘文化がある町というのは、過ごしやすく、安らぎの空間が提供できる素晴らしい

たちは御用邸とともに歴史を歩んできました。

葉山町は温暖な気候で、マリンスポーツが盛んだとお聞きしております。那須町では、平成23年に当時の明仁天皇陛下のご意向により御用邸敷地の約半分にあたる約570ヘクタールが一般開放され、「那須平成の森」が開園しました。海と山、その違いを生かしながら観光・物産面も含め、教育・文化・経済など、さまざまな分野で交流を深め、信頼を築き、夢ある未来へとつなげていきたいと考えております。

い環境がある町だと考えています。行政としてこれを守っていくこと、将来へつないでいくこと、また町民の皆さんがここに住むことを誇りに思ってもらえたら良いと思っております。

そのために、この友好都市というつながりを基本として、お互いの町の良いところを交換しながら子どもたちの交流やスポーツ・文化を通じた交流を重ねて、お互いを高め合っている関係が築けたら、また、同じく御用邸を有する下田市とも1市2町の連携ができたら良いなと思っております。

協定締結のメリット

- 友好都市協定を締結することにより、次のようなメリットが考えられます。
- 交流をさらに深め、相互協力を進化させることにより、さらなる交流人口の増加が期待できます。
- 災害時の相互支援により迅速な災害復興を図ることができます。
- 両町の特産物等の販売促進による産業振興を図ることができます。
- 教育、文化、スポーツなどの多角的な交流を通じ、町民生活に潤いを与え、町民生活を豊かにすることができま。



(左から)池澤議長、平山町長、葉山町の山梨崇仁町長、同町議会の伊東圭介議長

新型コロナワクチン接種スケジュールのお知らせ

16歳～64歳で基礎疾患のある方へご案内します



町は、国が定める接種順位に従い、①医療従事者等、②65歳以上の方、③基礎疾患のある方（16歳～64歳）や高齢者施設等に従事する方等、④それ以外の方の順にワクチン接種を行っており、現在は②65歳以上の方の接種を進めています。

今後、③基礎疾患のある方（16歳～64歳）で、ワクチンの優先接種を希望する方へ、7月以降に接種券を発送する予定です。

基礎疾患のある方へ

基礎疾患のある方（16歳～64歳）で、ワクチンの優先接種を希望する方は、次のいずれかの方法で申請してください。

※接種の判断は、事前に主治医へ相談してください。

※基礎疾患があることを証明する書類等は不要です。

※基礎疾患のある方が、主治医のもとでしか接種を受けられない場合は、住民票所在地以外の医療機関等で接種を受けることができます。

申請方法

①申請書で申請

ワクチン接種券送付申請書に必要事項を記入し、郵送・電子メール・持参のいずれかで提出してください。

▼申請書配布場所
・保健福祉課（本庁1階）と各支所で配布します。
・町ホームページからもダウンロードできます。

▼提出先

○郵送 〒329-3215
那須町大字寺子乙2566-1

町新型コロナウイルスワクチン接種推進室宛

○電子メール
✉hokencv@town.nasu.lg.jp

○持参 保健福祉課（本庁1階）または各支所

②電話で申請

町ワクチン接種予約受付・相談センターへ電話し、次の必要事項を申し出てください。

○電話 町ワクチン接種予約受付・相談センター（案内1番を選択）
☎0570-056-756

午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

▼必要事項 氏名、住所、電話番号、生年月日、基礎疾患の内容および通院・入院している医療機関名
▼締切り 6月25日（金）

基礎疾患のある方とは

○次の病気や状態の方で通院・入院している方

①慢性の呼吸器の病気

②慢性の心臓病（高血圧を含む）
③慢性の腎臓病
④慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く）
⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病

⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）

⑦免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）

⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

⑨免疫の異常を伴う神経疾患や神経筋疾患

⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

⑪染色体異常

⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

⑬睡眠時無呼吸症候群

⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

○BMI30以上の肥満の方
BMI＝体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

※BMI30の目安
身長170cmで体重87kg

接種会場からのお願い

①受付時間より早く会場にお越しの場合、車内待機をお願いすることがあります。受付時間に合わせてお越しください。
②予約票は事前に自宅で記入してください。

③接種当日の体調をみるため、自宅で体温を測定してください。

④接種当日は、肩がすぐ出せる服装でお越しください。

ワクチン接種の様子

5月10日、ゆめプラザ・那須でワクチンを接種した小泉安子さん。「接種してから2回目の接種の予約までとてもスムーズだった。これからも大好きな犬の散歩を楽しみたい」と話してくれました。



▼問合せ 町新型コロナウイルスワクチン接種推進室

☎0570-056-756

4月議会臨時会

令和3年度一般会計補正予算など8議案を可決

令和3年第3回那須町議会臨時会が4月27日に開催され、8議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【一般会計補正予算】

歳入は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫補助金を増額するほか、財政調整基金繰入金を増額しました。歳出は、地域公共交通計画および子どもの貧困対策推進計画の策定事業費のほか、地産地消の推進や優良牛整備補助金、小中学校のエアコン整備などの費用を令和3年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、

令和3年度一般会計補正予算は、3,260万円が追加され、129億3,060万円となりました。

【那須町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正】

行政手続における利便性の向上および手続の簡素化を図るため、那須町職員の服務の宣誓に関する条例、那須町山村広場設置、管理及び使用料に関する条例、那須町火入れに関する条例および町営那須いこいの家設置、管理及び使用料条例について、申請書等の押印を廃止する改正を行いました。



令和3年 春の叙勲

瑞宝双光章 平橋誠次さん



令和3年春の叙勲で、平橋誠次さん（よささ）が瑞宝双光章を受章されました。

平橋さんは、昭和49年3月から47年間にわたり、町内の障害者支援施設「マ・メゾン光星」で勤務し、生活支援員として障害のある方々の日常生活の援助や、ジャ

ム・クッキー・野菜作り等の日中活動を通しての自立や発達の支援を続けてきました。

時代とともに福祉を取り巻く環境が変化する中で、施設利用者の方々への支援のあり方を一番に考え、同じ目線に立つことを心がけて仕事をしてきたとのこと。

今回の叙勲受章に「大変光栄なこと。福祉は人に寄り添うことがとても大切であり、その中で自身も成長できた。経験を生かし、働く職員や利用者の方々とともに成長していきたい」と、今後への意気込みを語ってくれました。

児童手当の手続きを願います

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している方に支給される手当です。

○すでに受給している方

児童手当を受給している方は、毎年6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。対象の方には、6月上旬に通知を郵送しますので、必要事項を記入の上、提出してください。現況届の提出が遅れると6月分以降の手当が支給されない場合があります。

○新たに申請する方

お子さんが生まれたり、他市区町村からの転入等で、新たに児童手当を受給する場合には、児童手当の認定請求（申請）が必要です。認定請求は、出生や転入した日の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合があります。

▼認定請求（申請）に必要なもの

- ・預金通帳（請求者本人のもの）
- ・請求者と配偶者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・請求者の本人確認書類（運転免許証等）
- ・健康保険被保険者証（厚生年金に加入している方）

※その他にも状況により、必要なものがありますので、詳しくはお問い合わせください。

▼手当の月額（児童1人につき）

- ・3歳未満 1万5千円
- ・3歳以上小学校修了前 1万円
- （第3子以降 1万5千円）
- ・中学生 1万円

※受給者の所得が一定額以上の場合は特例給付（児童1人につき一律5千円）を支給します。

▼手当の支給日（原則）

毎年6月、10月、2月の10日
※支払月の前月分までの手当を支給します。

○寄付ができます

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、子どもの健やかな成長を支援するために役立てて欲しいという場合には、町に寄付をすることができま。お気軽にご連絡ください。

▼受付窓口 住民生活課、各支所
▼問合せ 住民生活課戸籍住民係

☎ 6908



マイナンバーカード交付の休日窓口のご案内（予約者限定）

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。

当日予約はできません。また、予約がない場合は開設しません。

■日 時 7月11日(日)、31日(土)、午前9時～正午 ■場 所 住民生活課(本庁1階)
■問合せ 住民生活課戸籍住民係 ☎ 72-6908



職員採用試験

令和4年度に採用する職員を募集します

町職員

職種・採用予定人員

- ① 一般事務 若干名
- ② 土木技師 1名程度
- ③ 保育士 若干名
- ④ 保健師 1名程度

受験資格

- ① 一般事務 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業または同程度以上の学力を有する方（令和4年3月卒業見込みの方を含む）
- ② 土木技師 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校の土木学科卒業または同程度以上の学力を有する方（令和4年3月卒業見込みの方を含む）

- ③ 保育士 平成3年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を有する方（令和4年3月資格取得見込みの方を含む）
- ④ 保健師 平成3年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方（令和4年3月免許取得見込みの方を含む）

試験日程・場所・内容

- 第1次試験
期 日 9月19日(日) (受付：午

前8時20分)

- ・ 場 所 国際医療福祉大学
(大田原市北金丸2600-1)
- ・ 内 容 一般教養試験、性格特性検査
- 第2次試験
- ・ 期 日 10月中旬予定
- ・ (第1次試験合格者に通知します)
- ・ 内 容 面接等

試験案内・申込み

- ・ 町総務課(本庁3階)、各支所で配布します。
- ・ 町ホームページからもダウンロードできます。
- ・ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号を同封してください）
- ▼ 申込み・問合せ 総務課人事係
☎ 72-6901
〒329-3292
那須町大字寺子丙3-13
<https://www.town.nasu.lg.jp>

消防職員

職種・採用予定人員

消防吏員 若干名

- ▼ 受験資格 平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業（令和4年3月卒業見込みを含む）程度以上の学力を有する方

※採用された場合には、那須地区

消防組合管内（那須町・那須塩原市・大田原市）に居住できる方

試験日程・場所・内容

- 第1次試験
- ・ 日 時 9月19日(日) 午前8時20分～正午
- ・ 場 所 国際医療福祉大学
(大田原市北金丸2600-1)
- ・ 内 容 一般教養試験、性格特性検査
- 第2次試験
- ・ 日 時 10月下旬予定
- ・ (第1次試験合格者に通知します)

試験案内・申込み

- ・ 消防本部総務課または各署で配付します。
- ・ 那須地区消防組合ホームページからもダウンロードできます。
- ・ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号を同封してください）
- ▼ 申込み・問合せ
那須地区消防本部総務課人事係
☎ 0287-28-5101
〒324-0062
大田原市中田原868-12
<http://www.fire119-nasu.jp>

共通事項

- 受付期間
7月1日(木)～31日(土)
午前8時30分～午後5時15分

(土日祝日を除く)

- ※郵便の場合は、当日消印有効
- ※採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。
- 次の方は受験できません
- ① 日本国籍を有しない方
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けなくなるまでの方
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

教科書展示会のご案内

- 今年度に採択替えが行われる小中学校および義務教育学校特別支援学級用教科用図書と、新たに文部科学大臣の検定を経て発行される中学校教科用図書(社会科(歴史分野)1社の見本品を展示します。学校教育関係者をはじめ保護者の方など、どなたでも閲覧できます。
- ▼ 日 程 (土日を除く)
- ・ 事前展示 6月10日(木)まで
- ・ 法定展示 6月11日(金)～30日(水)
- ▼ 閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分(毎週水曜日は午後7時15分まで)

- ▼ 場 所 町役場1階町民ホール
- ▼ 問合せ 学校教育課学校教育係
☎ 72-6922

家屋を新築などで取得した方へ

主に令和2年中に家屋を新築、増築または改築により取得した方に、7月8日(木)付で「不動産取得税納税通知書」を送付します。金融機関の窓口等、納税通知書に記載の場所で納付してください。

■納期限 7月30日(金)

■問合せ 栃木県大田原県税事務所 課税課 不動産取得税担当 ☎0287-23-4172

家屋の確認調査を行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を利用し、新増築または滅失された家屋の調査を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

【家屋が新増築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますので、ご相談ください。

【住民の皆さんへのお願い】

毎年郵送する固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

また、過年度に建築された家屋については、原則、調査した年度を含んで最大5年間さかのぼって課税となります。

▼問合せ 税務課資産税係・全棟調査係 ☎726905

安全な道路のためにご協力ください

道路や歩道に樹木等がはみ出し、危険な状況がある場合は、樹木は土地所有者に所有権があるため、樹木が原因で事故が発生すると、土地の所有者に管理責任が問われる場合があります。

次のような状況、またはその状況になる恐れのある土地所有者の方は、樹木の枝切り等をお願いします。

- ・通行に支障のある高さまで、道路上空に枝が繁茂する
 - ・枯れ木が道路へ倒れる
 - ・折れ枝、枯れ枝が道路へ落下する
 - ・竹木が繁茂し道路へはみ出す
- ※道路に穴が開いているなど危険な状態を見つけた場合にもご連絡ください。

▼問合せ

- 町道等に影響がある場合
建設課維持管理係 ☎726914
- 一般国道294号・県道に影響がある場合
大田原土木事務所保全管理課
☎0287-23-6613

クロスコネクションは水道法で固く「禁止」されています

クロスコネクションとは、水道管(給水装置)とその他の目的の管が直接連結されていることをいいます。また、水道水と井戸水等を必要に応じてバルブで切り替えて使用することも同様です。

【その他の目的の管の例】

- 井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水・貯水槽以降の配管等
- クロスコネクションが禁止になっている理由

水道管とその他の目的の管が接続されていると、バルブの故障や操作不良等により井戸水等が水道本管へ逆流することがあります。逆流した水が汚染されていた場合、周辺の家庭で飲用に適さない(消毒されていない)危険な水を飲んでしまうだけでなく、最悪の場合には水道管の水が汚染され、広範囲に健康被害が生じ、恐れがあります。そのため、水道水の安全性を確保する公衆衛生上の観点から、クロスコネクションは水道法により固く「禁止」されています。

○クロスコネクションになっている場合

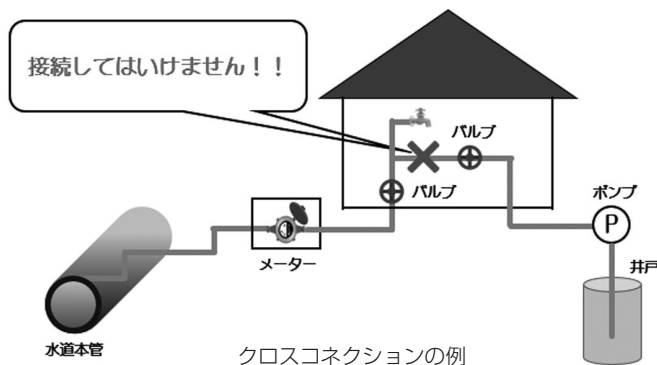
速やかに、町指定給水装置工事事業者へ直接依頼し、水道管とそ

他の目的の管を切り離してください。

なお、切り離し工事に要する費用は個人負担になります。また、クロスコネクションをそのまま放置した場合、大量の水道水が井戸等に流れ込み、高額な水道料金が請求されることがありますので速やかに対応してください。

クロスコネクションが発見された場合、罰則を科せられる可能性がありますのでご注意ください。

▼問合せ 上下水道課水道施設係 ☎726920



大雨警戒レベルの運用が変わります

「警戒レベル3」で高齢者等、「警戒レベル4」で全員避難!!

台風や集中豪雨などの災害時に町から発表する避難情報について、災害対策基本法の改正により、5月20日から新たな避難情報での運用が開始されました。

危険な場所では、高齢者など避難に時間がかかる方は「警戒レベル3（高齢者等避難）」、その他の方は「警戒レベル4（避難指示）」で避難してください。

豪雨時の屋外避難は大変危険です。車での移動は水没等の危険があるため控えましょう。危険な状態になる前に、安全な場所へ避難することが大切です。






○避難時の心構え

「避難」とは「難」を「避」けることであり、今いる場所が安全であれば、そこに留まることも避難です。安全な場所にいる人は、豪雨の中屋外に出るなどの危険をおかしてまで、避難所に行く必要はありません。

また、避難所では密閉した空間での共同生活や暴風雨により十分に換気できない状況など、新型コロナウイルスの感染リスクが高まる危険性があります。避難所の過密状態を防ぐためにも早めの避難を心掛け、可能な限り、親戚等の家への避難をお願いします。

▼問合せ 総務課防災交通係

☎ 72 6902

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゆうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしやとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

## 緊急地震速報訓練の実施

全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練として、那須町防災行政無線から緊急地震速報の拡声放送と那須町安全安心メール登録者にメール配信を行います。

▼日時 6月17日(木)午前10時頃

## ▼配信内容

- ・防災行政無線による拡声放送
  - ・那須町安全安心メールの配信
- ※防災行政無線からの放送内容は、  
☎ 0120・55・1123 (または ☎ 0180・99・2277 (有料)) で確認できます。
- ※都合により中止または変更することがあります。

▼問合せ 総務課防災交通係

☎ 72 6902

## 防災のワンポイント

6月は梅雨前線が停滞し、大雨等で災害が発生する恐れがあります。

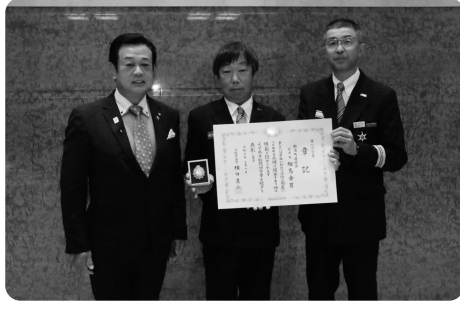
「風水害から身を守るために」

- ①公共機関の情報を聞く  
テレビ、ラジオ、インターネット、メール等で情報収集しましょう。
- ②浸水危険箇所を知る  
洪水ハザードマップで浸水の起きやすい箇所等を確認しましょう。
- ③早めの避難  
浸水時、水位が低くても水の勢いで動けなくなる危険性があるので、早めに高所へ避難しましょう。



## 消防庁長官表彰および日本消防協会長表彰受章

# 受章おめでとうございます



左から平山町長、相馬幸男副団長、鈴木一団長 (4/17文化センター)

多岐にわたる消防活動の貢献が認められ、町消防団員の方々が令和3年度消防庁長官表彰および日本消防協会長表彰を受章しました。4月17日には文化センターで表彰伝達式が行われ、町長および団長から表彰状が手渡されました。

永年勤続功労章を受章した相馬幸男副団長は、平成3年4月1日に入団し、30年にわたり豊富な経験と知識を生かし、育成指導と技術の向上に努め、住民の安全・安心な生活のため活動されました。この永年勤続功労章は、消防団員として、消防業務での功績を残し、他の模範とされる優秀な団員に贈られます。

### 【受章内容】

- 消防庁長官表彰(永年勤続功労章) 3月10日受章
- ▼受章者 副団長 相馬幸男
- 日本消防協会長表彰(優良消防団員功績章) 3月5日受章
- ▼受章者 副団長 平山文修
- 日本消防協会長表彰(優良消防団員功績章) 3月5日受章
- ▼受章者 第2分団長 大島一行
- ▼受章者 第3分団長 井上修一

☎ 問合せ 72-12115



## 熱中症に気を付けて！

熱中症は予防できる病気です。暑い夏を元気に過ごすため、熱中症のことをよく知り、しっかりと予防しましょう。

持病のある方は、夏の過ごし方についてかかりつけの医師に相談し、上手にコントロールしましょう。

### 【熱中症予防のポイント】

- 暑さを避けましょう
- 適宜マスクをはずしましょう
- こまめに水分補給しましょう
- 日頃から健康管理をしましょう
- 暑さに備えた体作りをしましょう

▼問合せ 那須地区消防本部 ☎0287-28-5119



## 消火競技会が延期になります

令和3年5月号に掲載した消火競技会(実施日6月8日火、予備日6月17日木)は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期します。

詳細は、那須地区消防本部予防課までお問い合わせください。

▼問合せ 那須地区消防本部予防課 ☎0287-28-5103

## 6月1日(土)土砂災害防止月間

6月1日(土)30日は、土砂災害防止月間です。この時期は梅雨や台風による大雨の季節を迎え、土石流・地すべり・がけ崩れ等の土砂災害が発生しやすくなります。土砂災害から大切な家庭を守るため、気象情報に注意し、避難場所を確認する等、土砂災害に備えましょう。

○土砂災害警戒区域を確認しよう  
土砂災害警戒区域は土砂災害ハザードマップで確認できます。町や栃木県のホームページのほか、町役場および各支所で閲覧できます。また、土砂災害ハザードマップを掲載した那須町防災マップを配布しています。

▼問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

## 県内の雨量・河川水位観測情報をご活用ください!!

以下のウェブサイトから、河川の水位情報や土砂災害の危険性が高いエリアを確認できます。

■とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報  
(<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>)



■とちぎ土砂災害警戒情報  
([http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/](http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosya_keikai/))



## 那須町安全安心メール ヤフー! 防災速報

【那須町安全安心メール】  
火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、コードを読み取ってアクセスし、登録手続きをしてください。



【ヤフー! 防災速報】  
現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかコードを読み取ってアクセスしてください。*スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。  
▼問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

